

平成30年第4回（9月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

No.	議案番号	件名	頁
1	第48号議案	吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
2	第49号議案	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	1 6
3	第50号議案	吉川市こども発達センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	2 2
4	第51号議案	吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	2 7
5	第52号議案	吉川市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	3 9
6	第53号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	4 0
7	第54号議案	教育委員会委員の任命について	4 1
8	第55号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	4 3
9	第56号議案	平成 2 9 年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について	4 5
10	第57号議案	平成 2 9 年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4 6
11	第58号議案	平成 2 9 年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 7
12	第59号議案	平成 2 9 年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 8
13	第60号議案	平成 2 9 年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	4 9
14	第61号議案	平成 2 9 年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	5 0
15	第62号議案	平成 2 9 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 1
16	第63号議案	平成 2 9 年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5 2

17	第64号議案	平成30年度吉川市一般会計補正予算（第1号）	—
18	第65号議案	平成30年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	—
19	第66号議案	平成30年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	—
20	第67号議案	平成30年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	—

第48号議案

吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

吉川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年吉川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</u></p> <p><u>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第1</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>

2項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中

(個人番号の利用)

第2条 法第9条第2項の市の執行機関が個人番号を利用して処理する条例で定める事務は、同条第1項の規定により当該執行機関が処理することとされる個人番号利用事務で、同項の規定により当該執行機関が処理することとされる他の個人番号利用事務の処理のために保有する特定個人情報ファイル（市長以外の執行機関にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。）を検索し、当該特定個人情報ファイルに含まれる特定個人情報を利用することで効率的に処理することができると認められるものとする。

欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合に

(特定個人情報の提供)

第3条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報の提供は、市の執行機関が法第9条第1項に規定する個人番号利用事務を処理する場合において、同項に規定する他の執行機関が処理することとされる個人番号利用事務の処理のために保有する特定個人情報フ

において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき及び法別表第2の第1欄に掲げる市の機関が、当該市の機関以外の同表の第3欄に掲げる市の機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる市の機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 略

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年吉川町条例第17号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和58年吉川町条例第2号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定め

イル(市長にあっては、住民基本台帳法第7条各号に掲げる事項を含む。以下この条において同じ。)に含まれる特定個人情報について必要な限度で行われる提供とする。

2 略

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

		るもの
4	市長	吉川市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和54年吉川町条例第17号）による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの
6	教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和22年法律第164号）による母子生活支援施設における保護の実施に

		<p>関する情報であって規則で定めるもの</p>	
		<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>	
		<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
		<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
		<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238</p>	

		<p>号)による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>	
		<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報(以下「障害児福祉手当等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>	
		<p>地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情</p>	

		報」という。) であつて規則で定めるもの	
		母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であつて規則で定めるもの	
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法	

		<p>律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例に	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係</p>

<p>よる医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報（以下「障害基礎年金関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>	
3 市長	吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	

		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	
4 市長	吉川市在宅重度心身障害者手当支給	地方税関係情報であって規則で定めるもの	
	条例による手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの	
		障害児福祉手当等関係情報であって規則で定めるもの	
5 市長	私立幼稚園の就園奨励に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの	
		地方税関係情報であって規則で定めるもの	
		住民票関係情報であって規則で定めるもの	
		障害者関係情報であって規則で定めるもの	
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	

		<p>児童扶養手当関係情報 であって規則で定める もの</p> <p>中国残留邦人等支援給 付等関係情報であって 規則で定めるもの</p> <p>障害基礎年金関係情報 であって規則で定める もの</p> <p>特別児童扶養手当支給 関係情報であって規則 で定めるもの</p>	
6 市長	<p>法別表第 2の第2 欄に掲げ る事務（ 当該事務 に対応す る同表の 第4欄に 生活保護 関係情報 が掲げら れている ものに限 る。）で あって規 則で定め るもの</p>	<p>外国人生活保護関係情 報であって規則で定め るもの</p>	

別表第3 (第5条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
1 教 育委員 会	就学が困 難と認め られる児 童生徒の 保護者に 対する就 学援助に 関する事 務であっ て規則で 定めるも の	市長	住民票関係情 報であって規 則で定めるも の
			生活保護関係 情報であって 規則で定める もの
			外国人生活保 護関係情報で あって規則で 定めるもの
			中国残留邦人 等支援給付等 関係情報であ って規則で定 めるもの
			地方税関係情 報であって規 則で定めるも の

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

条例等の規定により実施する事務について、法定事務と同様に個人番号を利用して他の行政機関と情報連携を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項の規定により対象となる事務を定めたいので、この案を提出するものである。

第49号議案

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正後部分に対する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2第1項</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2第1項</p>

<p>又は第2項の規定により、他の市町村の<u>区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2第1項の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、<u>市の区域内に住所を有するとみなされる者</u></p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していたもの</p> <p>(10) <u>高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2第1項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの</u></p> <p>(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療費助成)</p> <p>第4条 市は、対象者に係る一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者（同項の他の号に該当する者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したとき</p>	<p>又は第2項の規定により、他の市町村の<u>行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 国民健康保険法第116条の2第1項又は第2項の規定により、<u>市が行う国民健康保険の被保険者である者</u></p> <p>(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に市内に住所を有していた者</p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>(医療費助成金)</p> <p>第4条 市は、対象者に係る一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者（同項の他の号に該当する者を除く。）が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したとき</p>
--	---

<p>の一部負担金を除く。)について、対象者に<u>助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行うものとする。</u>ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年の9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。</u>この場合において、当該所得の範囲は同令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は同令第5条に規定するところによるものとする。</p> <p><u>3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）の総額がその価格の総額のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。</u></p>	<p>の一部負担金を除く。)について、対象者に<u>助成金を支給するものとする。</u>ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。</p>
--	--

<p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 <u>医療費助成を受けようとする対象者は、規則に定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請に基づき対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格登録者として登録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、第1項の申請に基づき対象者として認定しなかったときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。</u></p>	<p>(受給資格の登録)</p> <p>第5条 <u>医療費助成金の支給を受けようとする対象者は、規則に定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。</u></p>
<p>(受給者証の交付等)</p> <p>第6条 市長は、<u>第4条第1項又は第3項の規定により医療費助成を行う受給資格登録者（以下「受給者」という。）</u>に対し受給者証を交付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>第4条第2項の規定により医療費助成を行わない場合は、規則で定めるところにより、その受給資格登録者に対しその旨を通知するものとする。</u></p>	<p>(受給者証の交付)</p> <p>第6条 市長は、<u>前条の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者（以下「受給者」という。）</u>に受給者証を交付しなければならない。</p> <p>2 市長は、<u>前条の申請に基づき、第3条に定める対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。</u></p>
<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 <u>医療費助成は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録された者をいう。）の請求に基づき、行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による支払いがあったときは、</p>	<p>(支給の方法)</p> <p>第8条 <u>医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護する者として登録された者をいう。）の請求に基づき、行うものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定による支払いがあったときは、</p>

<p>当該医療を受けた受給者に対し<u>医療費助成</u>があったものとみなす。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給資格登録者</u>は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 受給資格登録者は、規則に定めるところにより、所得の状況について市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 <u>医療費助成</u>を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>	<p>当該医療を受けた受給者に対し<u>医療費助成金の支給</u>があったものとみなす。</p> <p>(届出の義務)</p> <p>第9条 <u>受給者</u>は、その資格を喪失したとき又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p>第10条 <u>助成金の支給</u>を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号、第8号及び第9号並びに同項中第10号を第11号とし、第9号の次に1号を加える改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際現に受給者証の交付を受けている者については、平成34年9月30日までの間、この条例による改正後の吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項及び第3項並びに第9条第2項の規定は、適用しない。
- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた診療に係る医療費について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費については、なお従前の例による。

(吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部改正)

4 吉川市子ども医療費支給に関する条例（平成13年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）第4条第<u>1項</u>本文の規定により助成金の支給を受けている者</p> <p>エ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 吉川市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年吉川町条例第2号）第4条本文の規定により助成金の支給を受けている者</p> <p>エ 略</p> <p>(2)～(6) 略</p>

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（昭和50年6月7日埼玉県生活福祉部長決裁）の一部改正に伴う対象者の見直しを行うとともに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴う所要の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

第50号議案

吉川市こども発達センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

吉川市こども発達センター設置及び管理条例（平成14年吉川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市こども発達センター条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童（以下「児童」という。）に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導、<u>訓練等</u>を行い、もって福祉の増進に資するため、吉川市こども発達センター（以下「センター」という。）を吉川市<u>吉川二丁目1番地13</u>に設置する。</p> <p style="text-align: center;">（事業）</p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市こども発達センター設置及び管理条例</u></p> <p style="text-align: center;">（設置）</p> <p>第1条 心身に障害又は発達の遅れのある児童（以下「児童」という。）に対し、日常生活に必要な基本的動作の指導<u>及び訓練</u>を行い、もって福祉の増進に資するため、吉川市こども発達センター（以下「センター」という。）を吉川市<u>大字木売新田16番地</u>に設置する。</p> <p style="text-align: center;">（業務）</p>

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 児童の発達相談に関すること。
- (3) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。

(利用定員)

第3条 前条第1号に掲げる事業に関する利用定員は、1日当たり20人とする。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略

(利用対象者)

第6条 センターを利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる事業 小学校就学の始期に達するまでの児童であつて、法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定（以下「通所給付決定」という。）に係るもの又は法第21条の6の規定による措置を要すると認めるもの
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる事業 市内

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童が日常生活における基本的動作を修得するために必要な指導及び訓練
- (2) 児童が基礎的な生活習慣を修得するために必要な指導及び訓練
- (3) 前2号の指導及び訓練のために必要な範囲内で当該児童の保護者に対する指導
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な業務

(定員)

第3条 センターの定員は、20人とする。

(休日)

第4条 センターの休日は、次のとおりとする。

- (1)及び(2) 略

(利用の資格)

第6条 センターを利用することができる児童は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 2歳から小学校就学の始期に達するまでの年

に住所を有する小学校就学の始期に達するまで
の児童及びその保護者

(利用手続)

第7条 センターを利用しようとする者(その者が
児童である場合にあっては、その保護者)は、市
長の承認を受けなければならない。

(利用制限)

第8条 市長は、センターを利用しようとする児童
が次の各号のいずれかに該当する場合には、その
利用を制限することができる。

- (1) 医学的管理を常時直接必要とする状態である
場合

齢であること。

(3) 心身の障害又は発達の遅れが市長が認める程
度であり、かつ、保護者の介護によって通所で
きること。

(4) 保護者がともにセンターにおいて指導等を受
けられること(4歳未満及び市長が必要と認め
た児童の保護者に限る。)。

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長が必要と
認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第7条 センターを利用しようとする児童の保護者
は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合、当該児童が次
の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認
をしないことができる。

(1) 医学的管理を常時直接必要とする状態である
とき。

(2) 伝染性疾患を有しているとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理
上支障があると認められるとき。

(利用の解除等)

第8条 市長は、利用の承認をした児童が次の各号
のいずれかに該当すると認めたときは、当該児童
の利用を解除し、又は停止することができる。

- (1) 第6条第1項各号のいずれかに該当しないこ
ととなったとき。

(2) 感染症にかかった場合又はその疾病が他の利用者
者に感染するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理
運営上、市長が特に制限する必要があると認め
る場合

(利用時間)

第9条 センターを利用できる時間は、午前9時から
午後5時までとする。ただし、市長が特に必要
と認めるときは、これを変更することができる。

(利用料)

第10条 第2条第1号に掲げる事業を利用する児
童（通所給付決定に係る児童に限る。）の保護者
（以下「通所給付決定保護者」という。）は、法
第21条の5の3第2項第1号に規定する障害児
通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する
費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働
大臣が定める基準により算定した費用の額（その
額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特
定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に
指定通所支援に要した費用の額）を利用料として
市長に支払わなければならない。

2 法第21条の5の7第11項の規定により通所
給付決定保護者に代わり市長が障害児通所給付費
（法第21条の5の2に規定する障害児通所給付
費をいう。以下同じ。）を受領した場合は、通所
給付決定保護者は、利用料のうち前項に規定する
額から当該障害児通所給付費を控除した額を市長
に支払うものとする。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当することと
なったとき。

<p style="text-align: center;">(利用料の減免)</p> <p>第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第12条 略</p>	<p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第9条 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吉川市こども発達センター条例第7条の承認に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川市こども発達センターの移転及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく児童発達支援事業を実施するに当たり、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第51号議案

吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>ひとり親家庭等</u>に対し、医療費の一部を支給することにより、<u>ひとり親家庭等</u>の生活の安定と自立を支援し、もって<u>ひとり親家庭等</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>ひとり親等</u>に対し、医療費の一部（以下「<u>ひとり親等家庭の医療費</u>」という。）を支給することにより、<u>ひとり親等</u>の家庭の生活の安定と自立を支援し、もって<u>ひとり親等の家庭</u>の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>

<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>児童</u>」とは、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者及び20歳未満で規則で定める程度の障がいの状態にある者をいう。</u></p> <p>2 この条例において「<u>ひとり親家庭</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する<u>児童（当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする家庭又は母がその児童を監護する家庭</u>をいう。</p> <p>(1) <u>父母が婚姻を解消した児童</u></p> <p>(2) <u>父又は母が死亡した児童</u></p> <p>(3) <u>父又は母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「<u>児童</u>」とは、<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項に規定する児童をいう。</u></p> <p>2 この条例において「<u>ひとり親等</u>」とは、次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>をいう。</p> <p>(1) <u>児童扶養手当法第4条第1項第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を監護する母</u></p> <p>(2) <u>児童扶養手当法第4条第1項第2号イからホまでのいずれかに該当する児童（前号に掲げる者に監護され、又は次号に掲げる者に養育される児童を除く。）を監護し、かつ、当該児童と生計を同じくする父（当該児童の母が当該児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、当該母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）</u></p> <p>(3) <u>児童扶養手当法第4条第1項第3号の養育者（第1号に掲げる者に監護される児童の養育者を除く。）で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のもの</u></p>
---	--

<p><u>(4) 父又は母の生死が明らかでない児童</u></p> <p><u>(5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの</u></p> <p><u>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者及び同法第6条の4に規定する里親（以下「里親」という。）以外の者をいう。</u></p> <p><u>(1) 父母が死亡した児童</u></p> <p><u>(2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(3) 父が監護しない若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前項各号に掲げる児童（同項第2号に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。</u></p> <p><u>5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192</u></p>	<p><u>3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。</u></p>
---	--

<p><u>号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。</u></p>	<p>(1) <u>健康保険法(大正11年法律第70号)</u> (2) <u>船員保険法(昭和14年法律第73号)</u> (3) <u>私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)</u> (4) <u>国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)</u> (5) <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)</u> (6) <u>地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)</u> (7) <u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)</u></p>
<p>6 <u>この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。</u></p>	<p>4 <u>この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規程により給付の対象となる療養に要する費用(交通事故等により第三者からの賠償として支払われる療養に要する費用を除く。以下同じ。)の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額その他療養に要する費用を軽減するために行われる給付の額を控除した額をいう。</u></p>
<p>7 <u>この条例において「医療機関等」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧</u></p>	<p>5 <u>この条例において「医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局並びに同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関</u></p>

<p>師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師をいう。</p> <p><u>(対象者)</u></p> <p>第3条 <u>この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）</u>は、市内に住所を有する<u>次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</u></p> <p><u>(1) ひとり親家庭の父又は母及び児童</u></p> <p><u>(2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童</u></p> <p>2 <u>対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象者となるときは、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</u>い。</p> <p><u>(1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となるとき又は父及び養育者のいずれもが対象者となるときの父</u></p> <p><u>(2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが対象者となるときの養育者</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな</u>い。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p><u>(3) 規則で定める施設に入所している者</u></p> <p><u>(4) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は</u></p>	<p>する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師をいう。</p> <p><u>(支給要件)</u></p> <p>第3条 市は、市内に住所を有する<u>ひとり親等</u>で、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者<u>にひとり親等家庭の医療費を支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、ひとり親等家庭の医療費を支給しない。</u></p> <p>(1) 及び(2) 略</p>
---	---

里親に委託されている者

(5) 略

(3) 略

(4) 所得の額が、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者、同項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの数に応じて規則で定める額以上である者

(5) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で生計を同じくするものの所得の額が扶養親族等の数に応じて規則で定める額以上である者

(6) 前2号の所得の額が税の申告を行わないこと等により確認できない者

3 前項第4号及び第5号の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により規則で定める損害を受けた者については、同項の規定を適用しない。

4 第2項第4号及び第5号の所得の範囲及び額の計算方法は、規則で定める。

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定す

る受給者としない。

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得については、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証

(受給者証の交付)

第4条 ひとり親等家庭の医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請し、ひとり親等家庭の医療費の支給を受ける資格を証する書面（以下「受給者

<p>する書面（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請において、対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより申請者に通知するものとする。</p> <p>（支給の範囲）</p> <p>第6条 市は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としない。</p> <p>(1) 通院の場合 対象者1人につき1つの医療機関等ごとに1月当たり1,000円</p> <p>(2) 入院の場合 対象者1人につき1つの医療機関等ごとに1日当たり1,200円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。</p> <p>(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものと</p>	<p>証」という。）の交付を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合において当該申請をした者がひとり親等家庭の医療費を支給する者に該当しないときは、規則で定めるところにより当該申請をした者に通知しなければならない。</p> <p>（ひとり親等家庭の医療費の額）</p> <p>第5条 ひとり親等家庭の医療費の額は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が当該受給者及び当該受給者が監護する児童扶養手当法第4条第1項各号のいずれかに定める要件に該当する児童の1人につき1つの医療機関等に支払う一部負担金の額から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を控除した額とする。</p> <p>(1) 通院の場合 1月当たり1,000円</p> <p>(2) 入院の場合 1日当たり1,200円</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一部負担金に対するひとり親等家庭の医療費の額は、当該一部負担金の額とする。</p> <p>(1) 児童以外の者で、医療機関等から療養を受けた日の属する年度（医療機関等から療養を受けた日の属する月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税</p>
---	--

<p>し、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されないとき(所得の申告をしないことにより当該市町村民税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る一部負担金</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 治療用装具の<u>製作費</u>に係る一部負担金</p> <p>(支給の方法)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、受給者からの申請に基づき、<u>ひとり親家庭等医療費</u>を支給するものとする。</p> <p>(届出義務)</p> <p><u>第8条</u> <u>ひとり親等</u>は、<u>第5条第1項</u>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>ひとり親等</u>は、<u>その家庭</u>の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第9条</u> この条例による<u>ひとり親家庭等医療費</u>の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>	<p>を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていないもの又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されたもの(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る一部負担金</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 治療用装具の<u>制作費</u>に係る一部負担金</p> <p>(支給の方法)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、受給者からの申請に基づき、<u>ひとり親等家庭の医療費</u>を支給するものとする。</p> <p>(届出義務)</p> <p><u>第7条</u> <u>受給者</u>は、<u>第4条</u>の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>受給者</u>は、<u>当該受給者及び当該受給者が監護する児童扶養手当法第4条第1項各号のいずれかに定める要件に該当する児童</u>の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第8条</u> この条例による<u>ひとり親等家庭の医療費</u>の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>(損害賠償との調整)</u></p> <p><u>第10条</u> 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(支給費の返還)</u></p> <p><u>第11条</u> 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき又は<u>他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは</u>、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(委任)</u></p> <p><u>第12条</u> この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(支給金の返還)</u></p> <p><u>第9条</u> 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親等家庭の医療費の支給を受けた者があるとき又は<u>一部負担金の変更その他の理由により過払が生じた者があるときは</u>、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(委任)</u></p> <p><u>第10条</u> この条例の<u>施行に関し必要な事項</u>は、規則で定める。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により受給者証の交付を申請し、又は受給者証の交付を受けた者は、

この条例による改正後の吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第1項の規定により受給者証の交付を申請し、又は受給者証の交付を受けたものとみなす。

3 施行日前に改正前の条例第6条の規定によりされたひとり親等家庭の医療費の支給の申請は、改正後の条例第7条の規定によりされたひとり親家庭等医療費の支給の申請とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第7条第1項又は第2項の規定によりされた届出は、改正後の条例第8条第1項又は第2項の規定によりされたものとみなす。

（吉川市子ども医療費支給に関する条例の一部改正）

5 吉川市子ども医療費支給に関する条例（平成13年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>吉川市ひとり親家庭等の医療費の支給</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 市内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である15歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの者をいう。ただし、次のアからエまでに掲げる者を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>吉川市ひとり親等家庭の医療費の支給</u></p>

<p>に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）第3条第1項の規定により医療費の支給を<u>受けることができる者</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>に関する条例（平成4年吉川町条例第17号）第3条第1項の規定により<u>その者のひとり親等がひとり親等家庭の医療費の支給を受けている者</u></p> <p>(2)～(6) 略</p>
---	---

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

ひとり親家庭等の定義及び医療費の支給対象者を明確化する等、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

第52号議案

吉川市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

吉川市災害派遣手当等に関する条例（平成18年吉川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
別表（第2条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>旅館・ホテル</u> 営業の施設以外の施設をいう	略	別表（第2条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する <u>ホテル</u> 営業又は <u>旅館</u> 営業の施設以外の施設をいう	略
略			
略			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の施行により旅館業の営業種別が変更されたことに伴い、所要の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

第53号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 高久雨水ポンプ場電気設備工事（H29 自家発更新）
- 2 工事場所 吉川市高久一丁目地内
- 3 工 期 変更前 契約締結日から平成30年9月28日まで
変更後 契約締結日から平成30年12月28日まで
- 4 請負金額 345,600,000円
- 5 請負業者 住 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目247番地
氏名又は名称 荏原商事株式会社 関東支社
代表者職氏名 支社長 酒井康雄

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

平成29年9月25日付けで効力が発生した高久雨水ポンプ場電気設備工事（H29 自家発更新）の請負契約について、非常用電源である自家用発電設備において、別途発注及び製造をしている設備との接続並びに試運転に時間を要することから工期を変更したので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第54号議案

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○○○○

氏 名 鈴木真理

生年月日 昭和○○年○○月○○日

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会委員の関根二三代氏が平成30年9月30日をもって任期満了となるため、その後任者を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 鈴木真理

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

最終学歴 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

経 歴

平成20年 8月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

現在に至る

平成24年 5月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成26年 5月まで

平成26年 5月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成29年 5月まで

平成26年 6月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成27年 6月まで

平成28年 6月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

平成29年 6月まで

平成29年 5月から

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

現在に至る

第55号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 戸井田均

生年月日 昭和○○年○○月○○日

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の戸井田均氏が平成30年9月16日をもって任期満了となるため、再度選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 戸井田均

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇

最終学歴 〇〇〇〇〇〇〇〇

経 歴

昭和45年 4月から

〇〇〇〇〇〇〇〇

昭和47年 3月まで

昭和53年 4月から

〇〇〇〇〇〇〇〇

昭和55年 8月まで

昭和57年 4月から

〇〇〇〇〇〇〇〇

現在に至る

平成21年 9月から

〇〇〇〇〇〇〇〇

現在に至る

第56号議案

平成29年度吉川市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市一般会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第57号議案

平成29年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第58号議案

平成29年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第59号議案

平成29年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第60号議案

平成29年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第61号議案

平成29年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第62号議案

平成29年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成29年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人

第63号議案

平成29年度吉川市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成29年度に生じた利益について平成29年度吉川市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて議決を求め、同法第30条第4項の規定により、平成29年度吉川市水道事業会計決算を別添監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成30年8月31日提出

吉川市長 中原恵人